

第一種電気工事士及び第二種電気工事士免状

再交付申請手続き案内

電気工事士免状を汚損又は紛失したときに、その免状を交付した都道府県知事に再交付の申請をすることができます。

1 申請に必要なもの（各種案内・注意事項等については下記愛知県公式Webサイトをご参照ください。）

URL : <https://www.pref.aichi.jp/site/denki-subsite/menjou-saikoufu01.html>

必 要 書 類 等	注 意 事 項
① 再交付申請書	・住所は再交付申請時の住所を、住民登録のとおり市町村名から記入すること ・昼間の連絡先を必ず記入すること（携帯電話番号可）
② 写真1枚	・縦4cm×横3cm ・6ヶ月以内に撮影したもの ・枠なし、正面、無帽、無背景、服装は自由 ・写真印刷向けの専用紙に印刷すること ・次ページの「電気工事士免状交付申請に必要な写真についてお願い」を遵守すること
③ 本人確認書類	有効期限内の公的書類のコピー（運転免許証、在留カード、マイナンバーカード（表面のみ））、健康保険証・資格確認書（被保険者記号・番号、保険番号はマスキング）
④ 手数料2,700円 支払い方法3種類 ア 愛知県収入証紙 （郵送又は持参の場合） イ 窓口のキャッシュレス決済 （持参の場合） ウ 電子申請のキャッシュレス決済 （電子申請の場合）	・愛知県収入証紙購入場所 ファミリーマート愛知県庁店、県内市区町村役場会計課、各警察署等 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikei/0000006654.html
⑤ 汚損、破損した免状	・汚損、破損した免状を添付すること

2 申請方法及びお問い合わせ先

(1) 郵送 ※簡易書留にてお送りください。

〒460-8501（愛知県庁固有番号のため、住所記載不要。）

愛知県 消防保安課 産業保安室 電気・火薬グループ

(2) 窓口へ持参 ※本庁舎3階平面図は右図のとおり

愛知県庁 本庁舎3階 産業保安室 電気・火薬グループ

住所：名古屋市中区三の丸3-1-2

(3) 電子申請

以下のURLから申請してください。

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/menjou-saikoufu>

(4) お問い合わせ先（産業保安室 電気・火薬グループ）

電話：052-954-6199（ダイヤルイン）

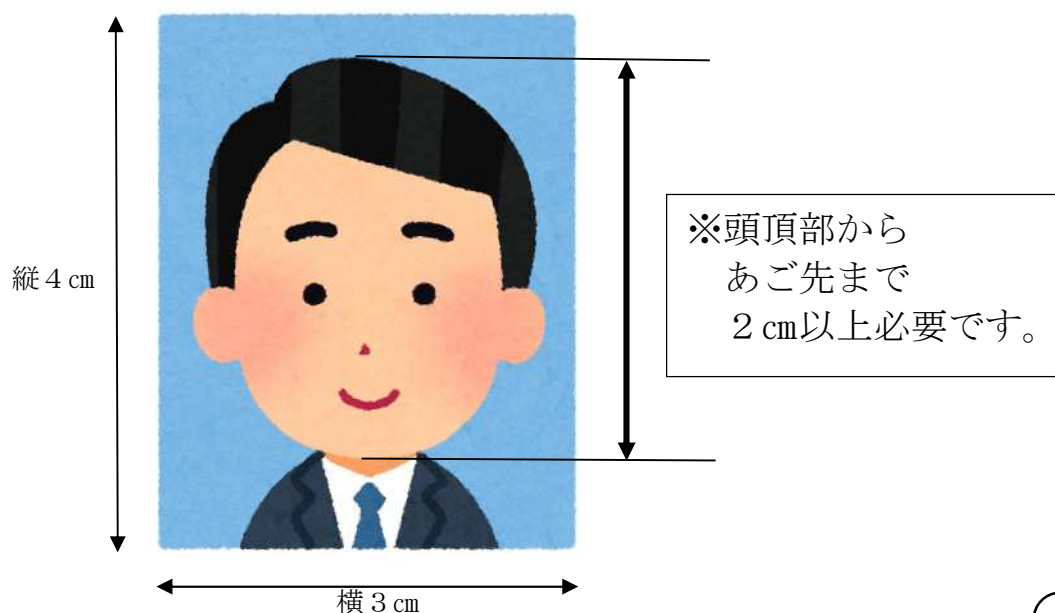


本庁舎正面玄関側

3 その他

第一種電気工事士の皆様には、電気工事士法に基づき、5年に一度自家用電気工作物の保安に関する講習を受講することが義務付けられています。前回定期講習を受講してから5年以上経過している場合は、直ちに指定講習機関で定期講習を受講してください。再交付後、過去の受講履歴を再度印字したい場合は、過去に講習を受けた指定講習機関へお尋ねください。また、前回の講習受講後に住所変更をされている方で、次回定期講習の案内がほしい場合は、前回受講した講習機関にお問い合わせの上、住所変更の手続きをしてください。

電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願い



【注意点】

- ・必要枚数 1 枚
- ・上図の大きさを厳守すること
- ・6 か月以内に撮影したもの
- ・枠なし、正面、無帽、無背景、服装は自由
- ・写真印刷向けの専用用紙に印刷すること
- ・免状用写真として不適切ではないこと（不適切な写真の例は以下を参照）

【不適切な写真の例】

- ・写真の大きさが縦 4 cm × 横 3 cm 以外のもの
- ・顔の輪郭の一部が隠れているもの（頭、あごが見切れているもの）
- ・照明が眼鏡に反射しているもの（サングラス着用不可）
- ・前髪・前髪の影・眼鏡のフレーム等が目にかかっているもの
- ・顔が影で暗すぎるもの
- ・目や顔の大きさ等を加工したもの
- ・写真印刷向けの専用用紙以外のもの
- ・写真が不鮮明なもの

※その他、不適切な写真は受付できません。

※不適切な写真の場合、再提出をお願いすることになります。再提出になると免状の交付が遅れますので御注意ください。

※特に、写真店や照明写真機以外で撮影される場合は、写真が暗すぎたり、背景に壁の柄が写りこんでいたりなど、不適切な写真が多いので御注意ください。